

東広島芸術文化ホール「くらら」ロゴマーク使用基準

平成28年3月10日

東広島芸術文化ホール指定管理者
株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

東広島市において作成した「東広島芸術文化ホールくらら」ロゴマークの適正な使用及び普及を促進するため、次のとおり使用基準を定めます。

(ロゴマークの使用申請)

第1 ロゴマークの使用については、東広島芸術文化ホール指定管理者 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン (以下「使用管理者」) が行います。

(使用の申請または届出)

第2 ロゴマークを使用する場合、以下の各号に従い、あらかじめ『東広島芸術文化ホールくらら』ロゴマーク使用届出書(様式1) (以下「使用届出書」) を使用管理者に提出してください。

2 届出にあたっては、使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を添付願います。

(使用承認基準)

第3 使用申請書の提出後、次のいずれかに該当する場合には使用承認できません。

- (1) 「東広島芸術文化ホール」のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動の目的に使用される恐れがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (4) その他、使用管理者が不相当と判断する場合

(使用承認等)

第4 使用管理者は、第3の使用承認基準に基づいてロゴマーク使用の可否を判断し、使用承認の場合『東広島芸術文化ホールくらら』ロゴマーク使用承認書(様式2) (以下「使用承認書」という。)を交付します。

2 使用を承認しない場合は、(様式2)に不承認とします。

(使用期間)

第5 ロゴマークの使用承認期間は、第4の使用承認書に定める期間とする。期間終了後に引き続き使用する場合は再度申請を行ってください。

(使用の範囲)

第6 使用できるロゴマークの範囲は、次のとおりとします。ただし、商品の個装など商品そのものには使用することはできません。

- (1) ロゴマークの使用申請者が行う活動についての広報に係る文書、活動で使用する配布物などへの使用
- (2) ロゴマークの使用申請者が実施する行事やイベントなどで使用する配布物などへの使用

(ロゴマークの使用料)

第7 ロゴマークの使用料は無料

(商標登録など)

第8 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録はできません。

(配布物の提出)

第9 使用者は、ロゴマークを使用した際は、資料（印刷物、写真など）を速やかに事務局に提出してください。

(改善の指示)

第10 使用者がこの使用基準を遵守しないでロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善をお願いします。

(使用承認の取り消し)

第11 前条の指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消させていただきます。

(問題への対処)

第12 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合、使用管理者は責任を負いません。また、問題が発生した場合、使用者は速やかに使用管理者に報告してください。

(その他)

第13 この使用基準に関して疑義が生じた場合、事務局と使用者が協議して定める。

附則

この使用基準は、平成28年3月10日から適用する。